

平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

平成20年7月14日
独立行政法人情報処理推進機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成19年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を締結するべく検討を行った。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車の購入、省エネルギー改修事業（ESCO事業）及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務のうち、当機構で使用する電気の調達に関しては、当機構がビルのテナントであることから、賃貸借契約上、独自に電気の供給を受ける契約を実施することは困難であることを確認した。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

環境配慮契約を推進するための当機構における体制として、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づき設置された「独立行政法人情報処理推進機構グリーン調達推進体制」を活用することとした。

自動車の購入に関連して、自動車のリース契約の更新に際しては、リース価格及び環境性能を総合的に評価して、その結果がもっとも優れた提案をした者とリース契約を締結することとした。

建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務については、当機構内部向けポータルサイトに環境配慮型プロポーザル方式を含む関連情報を掲載し、周知を図った。

ESCO事業については、当機構内部向けポータルサイトに関連情報を掲載し、周知を図った。